

第 23 回

岩手中部水道企業団議会臨時会 会 議 録

令和 4 年 8 月 29 日 開 会

令和 4 年 8 月 29 日 閉 会

岩 手 中 部 水 道 企 業 団

第23回岩手中部水道企業団議会臨時会会議録

1 開会 令和4年8月29日 (月曜日) 午後3時00分

2 閉会 令和4年8月29日 (月曜日) 午後3時44分

3 議事日程

日時 令和4年8月29日 (月曜日) 午後3時00分開議

場所 花巻市交流会館 1階交流スペース

第1 仮議席の指定

第2 議席の指定

第3 副議長の選挙

第4 会議録署名議員の指名

第5 会期の決定

第6 現金出納検査の報告

第7 報告第1号 令和3年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について

第8 議案第5号 岩手中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

第9 議案第6号 岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例の一部を改正する条例

第10 議案第7号 令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)

4 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

5 出席議員(12名)

1番	及川恒雄君	2番	伊藤忠宏君
3番	菊池勝君	4番	平野明紀君
5番	照井明子君	6番	若柳良明君
7番	佐藤現君	8番	太田洋市君
9番	浅沼有朋君	10番	及川ひとみ君
11番	武田勝君	12番	小原享子君

6 欠席議員(なし)

7 会議録署名議員

1番	及川恒雄君	2番	伊藤忠宏君
----	-------	----	-------

8 説明のため出席した者

企 業 長	高 橋 敏 彦 君
副 企 業 長	上 田 東 一 君
〃	熊 谷 泉 君
〃	及 川 義 明 君
監 査 委 員	高 橋 守 君
〃	萬 久 也 君
局 長	木 村 仁 君
技 監	小田島 敏 之 君
総 務 課 長	久保田 幸 喜 君
経 営 企 画 課 長	照 井 秋 彦 君
給 配 水 課 長	小 原 良 朋 君
工 務 課 長	林 崎 伸 師 君
浄 水 課 長	八重樫 和 博 君
総 務 課 主 幹 兼 危 機 管 理 室 長	佐 藤 清 基 君
経 営 企 画 課 課 長 補 佐 兼 料 金 係 長	平 賀 聡 樹 君

9 構成市町出席者

北上市生活環境部長	高 橋 景 子 君
花巻市市民生活部長	伊 藤 理 恵 君
紫波町建設部長	阿 部 薫 之 君

10 職務のため議場に参加した職員

書 記 (総務課課長補佐)	伊 藤 剛 志 君
書 記 (総務課総務係長)	高 橋 直 希 君

午後 3時00分 開会

○議長（小原享子君） ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより第23回岩手中部水道企業団議会臨時会を開会いたします。

午後 3時00分 開議

○議長（小原享子君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程により進めます。

日程第1 仮議席の指定

○議長（小原享子君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

花巻市議会から選出されました議員の仮議席は、ただいま着席しております議席を指定いたします。

日程第2 議席の指定

○議長（小原享子君） 日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条の規定により、議長において指定します。

議席番号及び氏名を局長に朗読させます。局長。

○局長（木村 仁君） 1番及川恒雄議員、2番伊藤忠宏議員、5番照井明子議員、6番若柳良明議員、7番佐藤現議員。

以上でございます。

日程第3 副議長の選挙

○議長（小原享子君） 日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思

ます。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

副議長に若柳良明議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました若柳良明議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました若柳良明議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました若柳良明議員が議場におられますので、本席から会議規則第14条の規定により告知いたします。

若柳良明議員。

○副議長（若柳良明君） ただいま副議長に選出されました若柳良明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

企業団、12年ほど議員を務めてまいりましたけれども、今年は大きな事業として危機管理センターが落成される予定であります。そうすることによって、事業が相当強化すると思われま
す。この危機管理センターの機能を十分に発揮し、市民へのサービス向上に向けて鋭意努力して
いくべきだというふうに考えます。何とぞよろしくお願いいたします。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（小原享子君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において指名いたします。

1番及川恒雄議員、2番伊藤忠宏議員を指名いたします。

日程第5 会期の決定

○議長（小原享子君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたします。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第6 現金出納検査の報告

○議長（小原享子君） 日程第6、現金出納検査の報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、報告書の題名と検査の結果のみ朗読させます。書記。

○書記（総務課総務係長）（高橋直希君） 現金出納検査の報告をいたします。

現金出納検査について報告いたします。岩手中部水道企業団水道事業会計令和4年1月分から7月分、現金出納検査の結果について。

検査の結果。会計処理は、会計諸原則に基づいて行われており、諸帳簿、関係伝票、証ひょう書類及び指定金融機関等の現在高をそれぞれ照合した結果、いずれも正確であり、出納事務はおおむね適正に行われていると認めた。

以上でございます。

○議長（小原享子君） ただいまの現金出納検査の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第7 報告第1号 令和3年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（小原享子君） 日程第7、報告第1号、令和3年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。局長。

○局長（木村 仁君） ただいま上程となりました報告第1号、令和3年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、1款資本的支出、1項建設改良費、国道4号配水管移設（道路改良関連）事業における翌年度繰越額3,128万1,000円を地方公営企業法第26条第1項の規定により令和4年度に繰り越しましたので、同法同条第3項の規定により報告するものであります。

なお、当該事業につきましては、契約済みの工事を1件繰り越したものであり、令和4年7月8日をもって完了しております。

以上で令和3年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書につきまして説明を終わります。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ

者あり)

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第8 議案第5号 岩手中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（小原享子君） 日程第8、議案第5号、岩手中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（木村 仁君） ただいま上程となりました議案第5号、岩手中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例について提案の理由を申し上げます。

この条例は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が個人情報の保護に関する法律に統合されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

なお、施行日は公布の日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号、岩手中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例の一部を改正する 条例

○議長（小原享子君） 日程第9、議案第6号、岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（木村 仁君） ただいま上程となりました議案第6号、岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例の一部を改正する条例について提案の理由を申し上げます。

この条例は、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するほか、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じようとするものであります。

なお、施行日は公布の日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号、岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（小原享子君） 日程第10、議案第7号、令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（木村 仁君） ただいま上程となりました議案第7号、令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について提案の理由を申し上げます。

初めに、予算第2条、業務の予定量であります。（4）、主要な建設改良事業のうち、配水及び給水施設整備事業の既決予定量に2億3,782万2,000円を増額し、18億9,871万9,000円に補正するものであります。

次に、予算第3条の収益的収入及び支出であります。詳細は10ページの予算事項別明細書に記載しておりますので、併せて御覧ください。水道事業収益につきましては、既決予定額に70万6,000円を増額し、予算額を67億8,817万8,000円とするものであります。内容につきまし

ては、岩手県南広域競争入札参加資格審査申請事務共同実施に伴うデジタル田園都市国家構想推進交付金の交付決定により、補助金の増額について補正するものであります。

水道事業費につきましては、既決予定額に146万8,000円を増額し、予算額を65億832万8,000円とするものであります。内容につきましては、岩手県南広域競争入札参加資格審査申請事務の共同実施に伴う負担金の支出を見込むものであります。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出であります。詳細は10ページの予算事項別明細書に記載しておりますので、併せて御覧ください。資本的収入につきましては、既決予定額に1億4,260万円を増額し、予算額を34億8,363万5,000円とするものであります。内容につきましては、配水管整備に係る建設改良費の増額に伴い、建設改良等企業債の増額について補正するものであります。

次に、資本的支出につきましては、既決予定額に2億3,782万2,000円を増額し、予算額を72億6,991万4,000円とするものであります。内容につきましては、配水管整備に係る工事請負費の増額について補正するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は37億8,627万9,000円となりますが、これを当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4億8,867万1,000円と過年度分損益勘定留保資金32億9,760万8,000円で補填するものであります。

予算第5条、債務負担行為であります。北上川浄水場夜間及び休日運転管理業務委託、岩手中部浄水場運転管理業務委託、高円万寺浄水場ほか運転管理業務委託、大迫中央浄水場ほか中央監視設備更新工事の4件について、期間及び限度額をそれぞれ設定するものであります。

予算第6条の企業債であります。配水整備、浄水設備及び危機管理センター整備事業に係る限度額24億6,540万円を26億800万円に増額するものであります。

以上、令和4年度補正予算（第1号）の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 5番照井明子でございます。私は、この補正予算第1号の第1款水道事業収益に関連してお伺いをしたいというふうに思っております。

まず、私が質問したい内容は、4月に発生いたしました花巻市内におきます突発的な漏水、これに関わってでございます。4月14日に発生したというふうにお伺いをしておりますけれども、その発生原因について、またこのことによりましての断水及び濁り水等によって、水道水に影響を受けた戸数をお伺いしたいと思います。

○議長（小原享子君） 技監。

○技監（小田島敏之君） まず、漏水の原因についてでございますが、当該水道管については1965年の鋳鉄管、鋳物の管でございますが、口径が400ミリということで、市街地と一部北上川東部へ給水している重要な管でありました。漏水地点の状況を見ますと、やはり老朽化ということでかなり管がさびていたということが確認できました。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） 影響戸数は、全体で約1,100戸になっております。実際に断水した戸数については、3軒ほどになっております。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 私が花巻市民の方から、利用の方から情報をいただきましたけれども、その方は小舟渡の方でありましたので、その漏水箇所からかなり離れている距離まで影響しているということの実態があったようでございます。そこで、利用者の方から言われたことは、そうした場合、例えば復旧するまでどのぐらい要するのか、それからまたこうした場合の水道料金の減免はあるのかという、そういう御質問をいただいたわけでございます。それで、企業団のほうに問い合わせしてみたところ、減免はできるのだという、そういった御報告をいただきましたけれども、その点についての改めて確認をさせていただきたいと思います。当時の情報の伝達は適正であったのか、また減免についてはどのようにされたのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（小原享子君） 技監。

○技監（小田島敏之君） 漏水発生時については、ちょっと大口径なものですから、材料の調達に時間がかかるということで、朝の発生だったのですが、夜にやっと修繕に取りかかるといった状態だったと思います。それで、見通しについてホームページでまず情報を発信しましたし、あとはそれぞれ構成市町の担当課に情報を流しております。あとは、同時に報道機関にも流しておりましたので、報道機関から取材も受けまして、それぞれの報道機関から報道があったということでございます。あとは、漏水の修繕の前に、企業団のほうで広報車5班を数回に分けてひっきりなしに巡回して、断水の影響は少なかったのですが、減水、いわゆる水圧が低くなって水の出が悪くなるというような、あとは濁水もあるかもしれないというような広報をしてございました。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） 減免についてお答えします。

減免についてですけれども、水量の認定という形になるのですけれども、例えば流していた水量に関して、メーターが回ってしまいますので、その分に関しては使用水量のほうから推定で引くというような形で、使用水量認定という減免の形は取らせていただきます。

以上です。

○議長（小原享子君） 5 番照井明子議員。

○5 番（照井明子君） ホームページで情報発信し、また広報車も出したということですが、やはりそういった対応をされておられます。なかなかその情報が伝わり切れていないという方もいたようでございます。なかなかこうした問題というのは、全て100%完全に行えるかといったらば、それは難しいかもしれませんが、しかし提案されたことは、例えば減免制度に関しても、次回の水道料金の請求のときに、こうした制度がありますよとか、こういう原因で発生しましたよとか、一言そうした文書による広報があってもよかったのではないかと思います。私は、もっともだというふうに思っております。この減免制度についても私に問い合わせた方にはそのようにお伝えをしたわけですが、全ての方々が等しくそういう制度があるということを共有できる、そうした体制を今後取っていくべきではないかというふうに思っているところでございます。

水道ビジョン、これを読ませていただきました。この中で、これを策定するときに、利用者の皆さんにアンケートを取っておられます。その中で、水道についてどのような情報を提供してほしいですかという設問が載っております。この中に、やはり断水、濁り水、濁水などの緊急情報が欲しい、これも高いポイントになっておりますので、せっかくそうした利用者アンケートを取っておられるわけですので、そうしたところも利用者の声も生かしながら、今後ともそうしたときの対応をぜひとも検討していただきたいと思いますし、改善をしていただきたいなというふうに思っているところでございますが、いかがでしょうか。

○議長（小原享子君） 経営企画課長。

○経営企画課長（照井秋彦君） 広報の仕方についてです。照井議員さんからもお話しいただいたように、皆さんに周知が徹底されない場合があるということで御指摘をいただきました。実際に聞こえていない方等いらっしゃるようで、確かにそういった形は現実だったのだと思います。

広報等に関してですけれども、今回の広報は現地広報、ホームページ広報ということで、2

通りの方法を取らせていただきました。現地広報に関しては、実際車のスピーカーで広報させていただいていますけれども、どうしても広報する個人差というのですか、そういった形がありまして、上手なものという言い方申し訳ないのですけれども、聞こえやすい、聞こえづらいものとかいるかもしれません。ただ、そこは徹底しなければならないと思いますので、今はレコーダーに録音して、同じようなしゃべり方でできるようなやり方もございますので、平等に広報できるよう検討するというような形も一つだと思います。広報の仕方も検討していきたいと思いますし、あとはホームページ等に関しては、やはり何かあったらホームページを見ていただくというふうな流れがあればいいのだと思います。ただ、まだ企業団でその流れというのが市民皆さんに周知がまだできていないのが現実かなと思いますので、そこら辺は今後の広報紙等にも皆さんに御周知いただくよう検討していければなと考えております。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 2点伺います。

1点目は、1ページ、第3条、第1款水道事業費、第1項営業費用のところで146万8,000円の補正ということで、県南の入札システム参加のための負担金ということでの説明をいただきました。これは、恐らく今年度なのですか、施政方針でお聞きしていないと思うのですけれども、こちらのほうのシステムに参加するに至った経過をちょっと説明をいただければというふうに思います。

あと、2ページ、第5条、債務負担行為ですけれども、北上川、岩手中部、高円万寺、3つの浄水場についての3年間の委託料の限度額ということですが、現在の令和4年度までの3年間の上限額と比較しますと、北上川浄水場で17.8%、中部で19.5%、高円万寺で13.2%上昇する額になっています。その原因、理由、もし委託内容に変更があるとかということであれば、その辺も含めて原因について御説明をお願いします。

○議長（小原享子君） 総務課長。

○総務課長（久保田幸喜君） 岩手県南広域競争入札参加資格審査申請事務の共同実施というところでございます。お答えいたします。

これは、県南の14の市、町、一部事務組合等と一緒に共同で申請事務をやるという内容でございます。北上市さんのほうで、まずは手を挙げていただきまして、そこに我々も参加するというような中身につきましては、令和3年12月頃にそのような説明会等が開催されまして、参加、利用するという内容で企業団も手を挙げたというような内容でございます。

以上です。

○議長（小原享子君） 浄水課長。

○浄水課長（八重樫和博君） 債務負担限度額の増加理由でございますけれども、1つは設計上の技術員などの労務単価が1割ほど値上がりしております、設計価格が約1.2倍に増加したものでございます。労務単価が上がったことによりまして、それに係る諸経費もかかりましたので、設計価格が上昇したものでございます。

2つ目として、見直しが少しございまして、高円万寺浄水場運転管理業務委託に係る消耗品費、それから修繕補修費の一部613万8,000円を委託業務内容に計上したことにより、増加したものでございます。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 労務費の単価が1割程度上がっているということでの御説明です。実は6年前の債務負担の金額と比べると、北上川浄水場で50.8%、中部浄水場で44.9%上昇しているのですね、この上限額が。委託の業務の性格からすると、委託料の中身は恐らく人件費が多いと思うのですけれども、一方で職員人件費はそこまで高騰していないはずだなというふうに思うのです。これは委託業務をするに当たっては、当然効率的な運用といいますか、運営が求められるというふうに思いますけれども、その辺、適正な価格となっているのかというか、分かりやすく言うと、例えば職員が直営で行った場合の試算などと比べてどうなのかという辺りまで契約に当たっては試算など、あるいは調査といいますか、されているものなのかどうなのかというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（小原享子君） 浄水課長。

○浄水課長（八重樫和博君） ただいまの御質問にお答えいたします。

設計単価に関しましては、国土交通省で通達している建築保全業務労務単価を採用してございます。それから、特殊な業務については、見積りをもって労務単価を出しているものもございます。直営に関しましては、職員定数が72名ということで決まっておりますので、直営で運転管理業務委託するということは検討してございません。あと、上昇率が高いというところではございましたけれども、これについてはやはり人件費の高騰によるものだと思っております。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） 先ほど材木町の漏水の件で、断水による濁水及び水圧低下等の影響戸数ということでお尋ねされましたが、1,100と答えましたが、実際は1万1,000戸でした。大変申し訳ありません。

○議長（小原享子君） 10番及川ひとみ議員。

○10番（及川ひとみ君） 先ほど平野議員からデジタル田園都市国家構想の部分、質問と、それから説明がありましたけれども、ちょっと具体的にこの岩手県南広域競争入札参加資格審査申請事務共同実施負担金、これの具体的な内容、こういった事務の形になるのか、それとこれに参加することによって、こういったよい点というのですか、効率的なものが出てくるのか、ちょっとそこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（小原享子君） 総務課長。

○総務課長（久保田幸喜君） 及川ひとみ議員の御質問にお答えいたします。

岩手県南広域競争入札参加資格審査申請事務の共同実施の内容ということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、県南地域の14の市、町、一部事務組合、行政事務組合、消防等と一緒に共同で実施するという事業でございますが、入札の参加資格を定期的に更新をかけておりまして、その審査につきましては今までは書類をもって審査をしておりました。それを今のDX推進の中、オンライン登録できる環境を整えまして、事務や費用の負担を軽減するというような内容になってございます。

○議長（小原享子君） 10番及川ひとみ議員。

○10番（及川ひとみ君） 今説明いただきましたけれども、そうすると入札をかける事業者さんのほうでは、利便性的にはよくなるのでしょうか。ということは、もう一気にオンラインとか、デジタルのほうに向かうのか。書類申請は全く利用されなくなるのか。入札に係る事業者の方々は、それで入札がやりやすくなるのか。あと、今までは書類だったと、それも一切なくなるのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。なぜ聞くかという、事業者の皆さんがこれによって本当に楽になっていくのか、あとは例えば間違いとか、そういったものがあつたときにどうなのかという点で、ちょっと心配な点がないのかお聞きしたいと思います。

○議長（小原享子君） 総務課長。

○総務課長（久保田幸喜君） 今回につきましては、入札参加資格の審査になります。実際の入札をオンラインですするというのではなくて、資格の審査をオンラインですと。登録業者さんが申請する書類がオンラインになるという内容のものでございますので、それによって入札

までオンラインというふうにはすぐすぐは進まないような状況ではございます。

業者さんのメリットといたしましては、例えば北上市に審査の書類を提出する、今までですと北上市に提出する、企業団に提出する、例えばほかの金ケ崎町とかという複数の自治体等に申請する場合には、それごとに申請しておったものが、今回オンラインにすることによりまして、1回で申請が済むというようなメリットがあると考えておりますし、オンラインですので、逆に書類の間違いとかも今までの書類審査よりは軽減されるのであろうというふうなメリット、それもメリットとして捉えております。

○議長（小原享子君） そのほかございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号、令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（小原享子君） 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって第23回岩手中部水道企業団議会臨時会を閉会いたします。

午後 3時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部水道企業団議会議長

小 原 享 子

岩手中部水道企業団議会議員

及 川 恒 雄

岩手中部水道企業団議会議員

伊 藤 忠 宏